

委 託 契 約 書

茨城県立中央病院(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、
救急センター空調設備保守点検業務について、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、救急センター空調設備保守点検業務を別添仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
乙に委託する。

(委託業務の実施)

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、別添の仕様書に従って行わなければならない。
2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

(委託期間)

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、翌年度以降
の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は
解除できる。

(委託料)

第4条 委託業務に要する費用(以下「委託料」という。)は、金 円(うち消費税及び地
方消費税額 円)とする。

(業務完了報告書)

第5条 乙は、委託業務が終了した日から30日以内に業務完了報告書を甲に提出するものとする。

(委託料の支払)

第6条 乙は、委託業務の実施結果について甲の検査を受けた後、半期ごとに請求書により甲に請求
する。甲は、この請求により、委託料を支払うものとする。委託料の詳細は別表のとおりとする。
2 甲は、前項の規定による乙の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県病院局会計規程第10
7条第2項各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償し

なければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰することが明らかなものについては、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(履行遅延の場合の違約金)

第9条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により契約の履行期限内に、この契約に基づく業務を履行しないときは契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が100円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

2 第1項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(再委託)

第10条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託をすることはできない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託した業務を受託した者と約定しなければならない。

(委託業務の変更等)

第11条 甲は、委託業務の内容につき、変更する必要があるときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、仕様書に記載された委託業務の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により申し出て、甲の承認を受けなければならない。

(改善の指示等)

第12条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示できるものとする。

(委託業務の中止等)

第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(契約違反による解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による解除によって乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

3 甲は、委託事業が完了し甲が委託料を乙に支払った後に、乙がこの契約に違反したことが明らかになった場合、乙に対し委託料の一部又は全部を返還させることができる。

(権利義務の譲渡)

第15条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

(著作権の帰属)

第16条 委託業務に係る成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利(同法第27条及び第28条の権利を含む。

以下「著作権等」という。)は乙に帰属する。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務の成果(委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。

3 前2項の規定については、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等の保存)

第19条 乙は、委託業務に係る経費について、金額の出納を明らかにした帳簿及び関係書類を整備しておかなければならない。

2 乙は、前項に係る帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(実施状況の調査等)

第20条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の実施状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

る。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 21 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求又は納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(暴力団排除措置)

第 22 条 乙は、委託業務の実施にあたり、茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例 第 36 条)第 7 条の規定に基づく別紙誓約書を契約締結時に甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定の実効を規定するため、必要に応じ警察本部に対する照合を行うことができるものとする。

(協議)

第 23 条 この契約に定めるもののほか、委託業務の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 茨城県笠間市鯉淵 6 5 2 8
茨城県立中央病院
病院長

乙

《別 記》

個人情報の保護に関する特約事項

1 受託者の責務

委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託事務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事務を処理するため収集・作成した個人情報は、委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、委託者の承諾を受けなければならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けること。

7 返還義務

委託事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等(複写、複製したものを含む。)は、委託業務完了後、速やかに委託者に返還しなければならない。

8 不要情報の廃棄

委託事務を処理するために収集した個人情報は、その者に係る事務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

9 本特約事項に違反した場合の措置

委託者は、受託者が本特約事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。

別表

期別ごとの委託料明細表

期 別	実施期間	金 額	うち消費税及び 地方消費税
上期	4 月から 9 月まで	円	円
下期	1 0 月から 3 月まで	円	円